



# 報道資料

平成 29 年 3 月 8 日  
中国電力株式会社

## 風力発電設備の 30 日等出力制御枠への到達について

当社は、本日、当社における風力発電設備の接続済および接続申込済量が 119 万 kW となり、30 日等出力制御枠<sup>※1</sup>である 109 万 kW に到達しましたので、お知らせします。

当社においては、風力発電設備の接続済および接続申込済量 56 万 kW に加えて、接続申込に向けた検討段階である接続検討申込済量が 96 万 kW あることを踏まえ、本年 3 月 7 日に指定電気事業者<sup>※2</sup>に指定されていましたが（同日お知らせ済み）、このうち 63 万 kW 分について、本日、風力発電設備の接続申込を受付したことから、30 日等出力制御枠に到達したものです。

このため、これ以降、当社送配電系統への風力発電設備の接続を希望される事業者さまは、指定電気事業者制度のもと、年間 720 時間を超えた無補償での出力制御に同意していただくことを前提に、当社送配電系統への接続のお申し込みをいただくこととなります。

当社としては、引き続き、再生可能エネルギーの出力制御時間の低減に向けて、出力の予測精度向上に取り組んでまいります。

### ※1：30 日等出力制御枠

再生可能エネルギーの固定価格買取制度で認められている年間 30 日（720 時間）の出力制御の上限内で送配電系統への接続が可能な量のこと。

### ※2：指定電気事業者

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、接続可能量（30 日等出力制御枠）を超える再生可能エネルギー設備の送配電系統への接続が見込まれる電気事業者に対して経済産業大臣が指定するもの。当社は、太陽光発電設備については平成 26 年 12 月 22 日に指定された（平成 26 年 12 月 22 日お知らせ済み）。

以 上

（添付資料）

- ・別紙 1：風力発電設備の接続申込に係る出力制御の取扱いについて
- ・別紙 2：風力発電設備に係る申込み状況

## 風力発電設備の接続申込に係る出力制御の取扱いについて

出力区分	平成 29 年 3 月 6 日まで	3 月 7 日 30 日等出力制御枠 到達前	3 月 8 日以降 30 日等出力制御枠 到達後
20 kW 以上	出力制御あり (年間 720 時間まで無補償)		出力制御あり (年間 720 時間を 超えても無補償)
20 kW 未満	出力制御なし	出力制御あり (年間 720 時間 まで無補償)	

## 風力発電設備に係る申込み状況

(万 kW)

